

指定避難所の指定について

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（指定避難所の基準）

第二十條の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

○災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）（抄）

（令第二十條の六の内閣府令で定める基準）

第一條の九 令第二十條の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

防災・災害対応などで自治体の作成する計画等(内閣府・消防庁)

資料 2

計画等名	作成根拠(法令)	作成義務の有無	作成主体
防災営農施設整備計画	活動火山対策特別措置法	無	都道府県
防災林業経営施設整備計画	活動火山対策特別措置法	無	都道府県
防災漁業経営施設整備計画	活動火山対策特別措置法	無	都道府県
避難所運営マニュアル	避難所運営ガイドライン	無	市町村
福祉避難所の確保・運営マニュアル	福祉避難所の確保・運営ガイドライン	無	都道府県、市町村
災害時のトイレの確保・管理計画	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン	無	市町村
地域防災計画	災害対策基本法	有	都道府県、市町村
地方緊急対策実施計画	首都直下地震対策特別措置法	無	首都直下地震緊急対策区域内の都県
特定緊急対策事業推進計画	首都直下地震対策特別措置法	無	首都直下地震緊急対策区域内の都県、同区域内の市町村
首都中枢機能維持基盤整備等計画	首都直下地震対策特別措置法	無	東京都(一部の区域が首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定されているため)、同地区内の区
南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	無(努力義務)	南海トラフ地震防災対策推進地域内の都道府県、同地域内の市町村
津波避難対策緊急事業計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	無	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の市町村
地震対策緊急整備事業計画	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	無	地震防災対策強化地域内の都県
地震防災緊急事業五箇年計画	地震防災対策特別措置法	無	都道府県
避難施設緊急整備計画	活動火山対策特別措置法	有	避難施設緊急整備地域内の都道府県
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法	無(努力義務)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の道県、同地域内の市町村
地震防災強化計画	大規模地震対策特別措置法	無(努力義務)	地震防災対策強化地域内の都県、同地域内の市町村
津波避難計画	津波対策の推進に関する法律	無(努力義務)	都道府県、市町村
業務継続計画	防災基本計画	無(努力義務)	都道府県、市町村
受援計画	防災基本計画	無(努力義務)	都道府県、市町村